

(別紙資料)

小坂町町勢要覧【2021年版】

作成業務委託仕様書

令和3年7月

小坂町

受託者は次の項目を十分理解し、委託業務を遂行すること。

1 趣旨

主として、官公庁や行政視察等で小坂町（以下「町」という。）を訪れる町外者を対象に、町の第6次小坂町総合計画（以下「町総合計画」という。）を実現するための基本方針や施策を内容に反映し、自然・産業、観光施設、歴史文化等、町の特徴を示す資源や情勢等に関して写真・イラスト・図表等を用いて、視覚的に分かりやすく紹介するものとする。

2 委託業務の主な内容

（１）企画・立案

（２）デザイン・レイアウト作成

（３）資料収集・取材

※原則として人物や企業等への現地調査及び取材は業務に含むが、必要な写真、物品、特産品等で町から提供が可能なものについては貸与を検討する。新規に写真撮影が必要と判断されるものについては、状況に応じて町が取材に同行するなどして対応する場合がある。

（４）文書作成

（５）イラストマップ、図表等作成

（６）編集、校正、修正

（７）ウェブ公開用PDFデータ作成（町に電子媒体で納品すること）

※町総合計画の進捗等に対応するため、納品後に写真や数字等を修正・更新する場合がある。

（８）その他業務実施のために必要と認める業務が生じた場合は、小坂町と協議し、その指示に従い実施すること

3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4 納品仕様（冊子の納期は小坂町と受託者が協議の上、決定する。）

（１）サイズ A4判

（２）印刷・製本 20ページ程度（変更の可能性あり）、オールカラー・無線綴じ

（３）紙質 コート紙（表紙：135K相当／本文：110K相当）

（４）印刷部数 500部

（５） 成果品等の権利

事業実施により完成した「小坂町町勢要覧【2021年版】」のデータの所有権及び印刷物の著作権は町に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、町は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(6) その他業務遂行の留意点

① 再委託

原則として第三者への再委託を禁止とする。受託者は、委託業務内容を一括して受託者内で完結するよう努めること。ただし、作業工程の一部を再委託する場合には、予め町の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

② 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

③ 町総合計画

町総合計画は、町のホームページに電子版を掲載しているので各自入手すること。

（ ホーム ＞ 町の組織 ＞ 総務課 ＞ 企画財政班 ＞ 町の計画・構想 ＞ 第6次小坂町総合計画 ）

(7) 疑義に関する協議

本仕様書において明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、町と協議すること。

以上